平成 24 年 11 月 28 日

各　位

会　社　名：　株式会社レッグス
代 表 者 名：　代表取締役社長　内川　淳一郎
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号　4286）
問 合 せ 先：　取締役兼執行役員経営企画担当 高木 一芳
電　　話：　03-3408-3090

株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款一部変更の目的
平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割
(1) 分割の方法
平成 24 年１2 月 31 日（月曜日）[実質的には平成 24 年 12 月 28 日（金曜日）]を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数（平成24年11月28日現在の発行済株式総数にて算出）

株式分割前の当社発行済株式総数	54,200 株
今回の分割により増加する株式数	5,365,800 株
株式分割後の当社発行済株式総数	5,420,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	19,600,000 株

（注）発行済株式総数および増加する株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日設定公告日	平成24年12月14日（金曜日）
基　　準　　日	平成24年12月31日（月曜日） ［実質的には平成24年12月28日（金曜日）］
効 力 発 生 日	平成25年１月１日（火曜日）

(4) 資本金の額の変更
今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の１株当たりの権利行使価格を平成 25 年１月１日以降、次の通り調整いたします。

	調整前払込金額	調整後払込金額
第１回新株予約権 （平成15年３月27日定時株主総会決議）	25,953円	260円
第２回新株予約権 （平成17年３月30日定時株主総会決議）	121,250円	1,213円
第３回新株予約権 （平成19年３月28日および平成20年３月26日定時株主総会決議）	77,500円	775円
第４回新株予約権 （平成20年３月26日定時株主総会決議）	45,413円	455円
第５回新株予約権 （平成21年３月24日定時株主総会決議）	29,835円	299円
第６回新株予約権 （平成23年３月24日定時株主総会決議）	29,000円	290円
第７回新株予約権 （平成24年３月27日定時株主総会決議）	46,239円	463円

3. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2)新設の日程

効力発生日　　平成 25 年１月１日（火曜日）

（参考）平成 24 年 12 月 26 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2.株式の分割」および「3.単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第２項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年１月１日（火曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 日程

取締役会決議　　平成24年11月28日（水曜日）
効力発生日　　平成25年１月１日（火曜日）

(3) 変更の内容

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第７条（単元株式数）を新設いたします。

③第６条の変更および第７条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力の発生日を定めるため、附則第１条および第２条を新設いたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式の総数） 第６条 当会社の発行可能株式の総数は、 １９６，０００株とする。	（発行可能株式の総数） 第６条 当会社の発行可能株式の総数は、 １９，６００，０００株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。
（新設）	附 則 第１条 第６条の変更及び第７条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 25 年１月１日とする。
（新設）	第２条 前条及び本条は、前条の効力発生日をもって削除する。

なお、平成 25 年３月開催予定の第 25 期定時株主総会において、単元未満株式の権利内容に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議する予定です。

5. その他

今回の株式分割は平成 25 年１月１日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 24 年 12 月 31 日とする平成 24 年 12 月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に計算いたします。

以　上